

## 新しい法律のご紹介 (第8回)

医療に関する法律—医療過誤はなくなるのか

2000年12月

神戸市中央区元町通7丁目1番2

ネオアージュ神戸元町1階103号室

宮内法律事務所

TEL 078-341-5005

FAX 078-371-1650

E-mail miyauchi@pure.ne.jp

国民生活に重要な影響を及ぼすと思われる新しい法律を、できるだけ易しい言葉で紹介するコーナーの第8回目は、「医療」です。しかし、これまでとは違い、医療に関する法律は多岐にわたりますので、今回は、昨今問題となり、注目されている医療過誤訴訟に関する法律を検討してみましょう。

なぜ、医療過誤が最近問題となっているのでしょうか。最近特に医療過誤が増えたからでしょうか。過誤は昔から多くありました。これは、患者の皆さんの意識が高まり、専門家に全部まかせず、自分たちで医療を考えようという姿勢の現れを受け、医療情報の公開が進み、これまで隠されていた過誤事例が外に出てきたからと考えられます。

医療訴訟は、患者やその遺族が、医師らの診療契約違反による債務不履行や不法行為を理由として提起します。民法にそれぞれの要件が決められています。しかし、医療においては、証拠が医師側に偏り、医療行為は密室で行われ、素人である患者は医師の専門性の壁に阻まれ、過失や因果関係の立証に難儀します。そこで、患者側は、弁護士に依頼し、証拠保全といってカルテ等を確保し、訴訟の準備をしますが、患者側に立ってアドバイスをしていただける医師を探したり、膨大な医学文献を献策するには、また一苦勞します。

裁判所の統計によると、ここ10年は、医療過誤訴訟の提訴件数は増加していますが、認容率は一般事件に比べてまだかなり低く、審理期間も平均して30月程度かかり、通常事件の2倍以上です。しかも、鑑定等もあり、医療過誤訴訟を提起維持するには、相当の覚悟がいります。

しかし、最近の裁判所は、和解を勧誘することが多く、早期に患者救済に乗りだし、審理期間も短くする努力もしています。弁護士側も患者側のグループでスクラム組んで情報を交換したり、これに賛同する医師のグループもでてきました。

しかし、裁判手続には多くの難点があり躊躇(ちゅうちょ)する方もあるでしょう。そこで、最近提唱されてるのが、裁判外で交渉をする、しかも、中立的な第三者を入れて行う調停です。裁判所の調停も含みますが、これとは別個に、訓練された調停者が、できるだけ当事者の要望に添った形で手続を進め、費用を安く、秘密を守り、患者・医師らの新しいニーズを満たす制度として今後脚光を浴びると思います。

最近の医療はめざましい発展を遂げるとともに、心ある医師らは、これまでに旧態依然とした医療から、科学的な「根拠のある医療」(Evidence-Based-Medicine)にしようとする努力をしており、自ら医療ミス进行分析する試みもなされています。今後高齢化社会がすすみ、医療の重要性が高まり、医療の質の向上のためには、医療者だけにまかすのではなく、我々も大きな声で「求めるべきは求める」という態度が必要です。当事務所でも多くのネットワークを利用し、患者の皆様のニーズに答えるべく努力をしております。